新潟県糸魚川市大字中宿
字十二平　一七五八番から一七七一番まで
一七六九番から一七七一番まで
一七七三番
一七七七番から一七八六番まで
一六〇五番から一六〇七番まで
一六〇九番及び一六一〇番
一六一九番から一六二二番まで
一六二三番一から一六二三番六まで
一六二四番から一六五〇番まで
一八七七番から一八八九番まで
一八九五番二から一八九五番四まで
一八九七番及び一八九八番
一八九九番八から一八九九番一二まで
一八九九番二一から一八九九番三〇まで
一九〇一番から一九〇三番まで
一九〇六番
一九〇八番から一九一六番まで
一九一九番
一九二二番及び一九二三番
一九四六番一三から一九四六番二一まで
一九四六番二六から一九四六番五四まで
一九七三番一から一九七三番八まで
一九七三番一二から一九七三番一八まで
一九七三番三二及び一九七三番三三
一九五四番一及び一九五四番二
一九五四番六
一九五四番一二から一九五四番二〇まで
一九五四番四六及び一九五四番四七
十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百五十五号で指定した北川、小股川及び馬瀬川に掲げる土地の区域を除く。）
新潟県佐渡市月布施
字漆畑　三六八番一　一号
三六二番一　二号及び三号
字道ノ川内　四七五番　四号及び五号
字石畑　四四七番　六号

○国土交通省告示第千百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
若ヶ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び道路のうち、その接している区間の水路敷及び道路敷
新潟県南魚沼市小栗山
字北沖　六一番一
六二番甲及び六二番乙
六三番
六四番一から六四番七まで
六五番一及び六五番二
六六番一及び六六番二
六七番一及び六七番二
六八番一及び六八番二
七二番一から七二番四まで
七三番一及び七三番二
七四番一から七四番五まで
七五番一から七五番六まで
七六番一から七六番三まで
七七番一から七七番三まで
七八番一から七八番三まで
七九番一から七九番四まで
八九番一
一七四番一から一七四番七まで
新潟県南魚沼市余川
字飯綱山　二七三八番一
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
観音沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を昭和六十二年建設省告示第七百九十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県南魚沼市大月
字原　一七五五番乙　一号
一七五四番乙　二号
一七五六番三　三号
一七五七番一　四号
一七六四番一　十三号及び十四号
一七六五番二　十五号
字大西　一六四八番　五号
字大平　一七六〇番　六号から九号まで、十一号及び十二号
新潟県南魚沼市山谷
字セキ山　一三一四番二　十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
一本杉
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県南魚沼市大月
字久保山　一八八三番　一号から三号まで
一八七六番乙　四号
一九七九番一　八号
一九七九番二　九号
一七六〇番　五号
字大平　九三二番　六号
字一ノ沢　九三四番甲　七号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
松沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び道路のうち、その接している区間の水路敷及び道路敷
新潟県南魚沼市宮野下
字細越　八四一番及び八四二番
八四三番一から八四三番一二まで
八四七番一から八四七番二九まで
八六〇番から八六四番まで
八六四番子
八六五番から八七八番まで
八八一番から八八六番まで
八八七番一及び八八七番二
八八八番から八九一番まで
八九二番一から八九二番四まで
八九三番から八九七番まで
八九九番
一〇六二番から一〇六六番まで
一〇六七番一及び一〇六七番二
一〇六八番及び一〇六九番
一〇七〇番イ及び一〇七〇番ロ
一三〇五番から一三一三番まで
八六四番子地先無地番
八〇五番及び八〇六番
八〇七番一から八〇七番五まで
八〇七番九
八〇七番一三
八二一番
八二五番一及び八二五番ロ
八三五番一
八四〇番
九〇三番一
字上久根添
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ぶって沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を平成二十五年国土交通省告示第二百六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十一から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県十日町市大黒沢
一七八七番　一号及び三号
二号
一七八八番一　四号
一七八六番　五号
一七八六番地先道路敷　六号及び七号
一七八五番
新潟県十日町市小黒沢
一〇三七番一　八号から十号まで
新潟県十日町市伊達
甲二〇五一番一　十一号及び十二号
甲二〇五〇番　十三号
甲二〇四九番一　十四号及び十五号
甲二〇四八番一　十六号及び十七号
甲二〇四七番地先道路敷　十八号
甲二〇四七番　十九号及び二十号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
一の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県妙高市大字上新保
字北市ノ澤　一四二番一　一号から五号まで
字一ノ沢　一三九番　六号
八番　一三八番一　七号
六番四　八号
五番三　九号
十三号
新潟県妙高市大字川上
字二ノ沢　一八一八番一　十号から十二号まで